

○豊島区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

平成元年12月28日

規則第67号

改正 平成2年12月12日規則第44号

平成4年3月16日規則第4号

平成4年3月30日規則第25号

平成4年12月14日規則第74号

平成5年10月15日規則第48号

平成6年3月31日規則第17号

平成6年12月27日規則第53号

平成7年12月5日規則第48号

平成8年12月25日規則第80号

平成9年3月31日規則第20号

平成9年12月26日規則第73号

平成10年12月14日規則第59号

平成11年3月31日規則第32号

平成11年12月27日規則第75号

平成12年12月28日規則第134号

平成13年12月21日規則第85号

平成14年9月30日規則第59号

平成15年12月25日規則第68号

平成16年3月25日規則第32号

平成17年3月31日規則第61号

平成17年12月20日規則第133号

(題名改称)

平成18年3月27日規則第16号

平成18年9月29日規則第69号

平成20年3月24日規則第18号

平成21年3月23日規則第9号

平成25年3月29日規則第53号

平成26年3月31日規則第26号

平成26年7月22日規則第51号
平成26年10月24日規則第63号
平成27年12月25日規則第97号
平成28年3月23日規則第50号
平成28年12月28日規則第146号
平成29年11月10日規則第65号
平成30年3月29日規則第35号
平成30年11月22日規則第79号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊島区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年豊島区条例第46号。以下「条例」という。）第2条第1項及び第2項、第3条第1項及び第2項、第4条第1項、第2項及び第3項、第5条、第6条第1項及び第2項、第8条第2項、第9条第2項並びに第12条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(平14規則59・平17規則133・一部改正)

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(条例第2条第1項の規則で定める程度の障害の状態)

第3条 条例第2条第1項に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表1のとおりとする。

(条例第2条第2項の規則で定める児童の状態)

第4条 条例第2条第2項に規定する規則で定める児童の状態は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 児童を監護しない父又は母（第5条に定める程度の障害の状態にある者を除く。）と生計を同じくしているとき。
- (2) 父又は母の配偶者（第5条に定める程度の障害の状態にある父又は母を除く。）に養育されているとき。

(条例第2条第2項第3号の規則で定める程度の障害の状態)

第5条 条例第2条第2項第3号に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表2のとおりとする。

(条例第2条第2項第5号の規則で定める児童)

第6条 条例第2条第2項第5号に規定する規則で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

- (1) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (2) 父又は母が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童
- (3) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (4) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- (5) 前号に該当するかどうか不明でない児童

（平8規則80・平10規則59・平25規則53・平26規則26・一部改正）

（社会保険各法）

第7条 条例第3条第1項に規定する規則で定める法令は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (6) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

（平9規則20・平9規則73・平20規則18・一部改正）

（条例第3条第1項の規則で定める対象者）

第8条 条例第3条第1項に規定する規則で定める対象者は、健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者及び同法の規定に基づくその者の被扶養者であつて、前条各号に掲げる法律の規定による医療に関する給付を受けることができないものとする。

（平14規則59・一部改正）

（条例第3条第2項第2号の規則で定める施設）

第9条 条例第3条第2項第2号に規定する規則で定める施設は、条例第6条に規定する対象者等負担額を、国又は地方公共団体において負担している施設（通所により利用する施設を除き、かつ、当該施設に、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の法令による措置によらずに入所している者（以下「利用契約入所者」という。）がいる場合は、条例

第3条第2項第2号に規定する施設に入所している者から、当該利用契約入所者を除くものとする。)をいう。

(平18規則69・全改)

(条例第4条第1項の規則で定める額)

第10条 条例第4条第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる児童の養育者を除くひとり親等にあつては別表3のとおりとし、次の各号に掲げる児童の養育者にあつては別表4のとおりとする。

- (1) 条例第2条第2項第2号又は第4号に該当する児童であつて、かつ、父又は母がないもの
- (2) 第6条第3号に該当する児童であつて、父又は母がないもの
- (3) 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (4) 第6条第4号に該当する児童(父から認知された児童を除く。)であつて、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの
- (5) 第6条第5号に該当する児童

2 条例第4条第1項第1号ただし書によりひとり親等(父又は母に限る。以下この項において同じ。)が支払を受けたものとみなす費用の金額は、当該ひとり親等の監護する児童が母又は父から支払を受けた当該児童の養育に必要な費用の金額の100分の80に相当する金額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額)とする。

3 条例第4条第1項第2号に規定する規則で定める額は、別表5のとおりとする。

(平10規則59・平15規則68・平25規則53・一部改正)

(所得の範囲)

第11条 条例第4条第1項に規定する所得は、前々年の所得のうち、地方税法(昭和25年法律第226号)第4条第2項第1号に掲げる道府県民税(都が同法第1条第2項の規定によって課する同法第4条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。)についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金(次条第1項において「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」という。)に係るものを除く。)及び条例第4条第1項第1号に規定するひとり親等(父又は母に限る。)がその監護する児童の母又は父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益(当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。

次条第1項において同じ。)に係る所得とする。

(平14規則59・平15規則68・平26規則51・平26規則63・一部改正)

(所得の額の計算方法)

第12条 条例第4条第1項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度(以下「当該年度」という。)分の道府県民税に係る地方税法第32条第1項に規定する総所得金額(母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等に係るものを除く。)、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第6項に規定する条約適用配当等の額並びに条例第4条第1項第1号に規定するひとり親等(父又は母に限る。)がその監護する児童の母又は父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額の100分の80に相当する金額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額)の合計額から8万円を控除した金額とする。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

(1) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第1号、第2号、第4号又は第10号の2に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、

小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額

- (2) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第6号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となった障害者1人につき27万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円）
- (3) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号に規定する控除を受けた者（同法第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第2号に規定する所得割をいう。以下この号において同じ。）の納税義務者（同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。以下この号において同じ。）及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者を含む。）（父又は母を除く。）については、27万円（当該控除を受けた者が同法第34条第3項に規定する寡婦（同法第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同法第34条第3項に該当する者を含む。）である場合には、35万円）
- (4) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第9号に規定する控除を受けた者については、27万円
- (5) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第6条第1項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額

（平2規則44・平6規則17・平8規則80・平11規則75・平13規則85・平14規則59・平15規則68・平16規則32・平18規則69・平26規則63・平28規則146・平30規則79・一部改正）

（条例第4条第2項の規則で定める特例）

第13条 条例第4条第2項の規定による特例は、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産

を除く。)につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者(以下「被災者」という。)がある場合においては、その損害を受けた日から翌年の12月31日までは、前々年における当該被災者の所得に関しては、条例第4条第1項の規定を適用しないものとする。

(平30規則35・一部改正)

(医療証の交付申請等)

第14条 条例第5条の規定による医療証の交付申請は、医療証交付申請書(別記第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 国民健康保険法又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくは被扶養者であることを証する書類
- (2) 認定調書(別記第2号様式から別記第2号様式の9まで)
- (3) 戸籍の謄本又は抄本(養育者である場合は、児童の父又は母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本)
- (4) 世帯の全員の住民票の写し
- (5) ひとり親等及びひとり親等の条例第4条第1項第2号に規定する扶養義務者(以下「扶養義務者等」という。)の前々年の所得の状況を証する書類
- (6) ひとり親等及び扶養義務者等の当該年度の課税の状況を証する書類
- (7) 前々年の所得又は当該年度の課税の状況が確認できない扶養義務者等の場合 同意書(別記第1号様式の2)
- (8) 児童が別表1に定める程度の障害の状態にある場合 当該障害の状態を証する書類
- (9) 児童の父又は母が別表2に定める程度の障害の状態にある場合 当該障害の状態を証する書類
- (10) 児童が父又は母から引き続き1年以上遺棄されている場合 当該事実を証する書類
- (11) 児童が養育者によって養育されている場合 当該事実を証する書類
- (12) 児童が施設に入所している場合 当該事実を証する書類
- (13) ひとり親家庭等で対象者が同居していない場合 当該事実を証する書類
- (14) 養育費等に関する申告書
- (15) その他区長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給を受けている者(以下「児童扶養手当受給者」という。)が、児童扶養手当証書

を提示するときは、前項第2号から第5号まで、第7号から第11号まで及び第13号に掲げる書類の添付を省略させることができる。

- 3 区長は、条例第5条の規定による申請があった場合において、条例第3条に規定する対象者と決定したときは、医療証（別記第3号様式）を、第15条に規定する者と決定したときは、医療証（別記第3号様式の2）を当該申請をした者（以下「申請者」という。）に交付し、条例第3条に規定する対象者でないと決定したときは、医療証交付申請却下決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知する。

（平12規則134・平14規則59・平18規則69・平25規則53・平29規則65・一部改正）

（条例第6条第1項の規則で定める額）

第14条の2 条例第6条第1項に規定する規則で定める額は、同条に規定する高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第67条第1項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が同法の規定により負担すべき額（入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額（以下単に「食事療養標準負担額」という。）又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額（以下単に「生活療養標準負担額」という。）を除く。）に相当する額から高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第14条の規定の例により算定した高額療養費に相当する額を控除した額とする。この場合において、同条第1項又は第2項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は、令第15条第1項各号又は第2項各号に定める者の区分にかかわらず4万4,400円とし、令第14条第3項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は、令第15条第3項各号に定める者の区分にかかわらず1万2,000円とする。

（平14規則59・追加、平18規則69・平20規則18・平21規則9・一部改正）

（条例第6条第2項の規則で定める者）

第15条 条例第6条第2項の規則で定める者は、ひとり親等及び扶養義務者等であって、当該年度分の地方税法第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）とする。

（平12規則134・追加、平14規則59・一部改正）

（一部負担金減免相当額の助成）

第16条 対象者は、対象者が法第64条第1項の規定の適用を受けるものとしたならば、法第69条第1項の規定により市町村長が減額し、又は免除することができることとされている法第67条第1項の一部負担金に相当する額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を除く。）の助成を受けようとするときは、一部負担金減免相当額助成申請書（別記第5号様式）に、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第33条に定める要件に該当することを明らかにすることができる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があった場合において、対象者が前項に規定する要件に該当すると認めたときは、対象者に対して一部負担金減免相当額助成証明書（別記第6号様式）を交付し、前項に規定する要件に該当しないと認めたときは、一部負担金減免相当額助成不承認通知書（別記第7号様式）により通知するものとする。

3 前項の規定により一部負担金減免相当額助成証明書の交付を受けた者は、病院等に医療証を提示する際、一部負担金減免相当額助成証明書を提示しなければならない。

（平12規則134・追加、平14規則59・平18規則69・平20規則18・一部改正）

（医療証の有効期限）

第17条 医療証の有効期限は、毎年12月31日までとし、1月1日に更新する。

（平12規則134・旧第15条繰下）

（医療証の返還）

第18条 対象者は、その資格を喪失したときは、速やかに医療証を区長に返還しなければならない。

（平12規則134・旧第16条繰下）

（医療証の再交付）

第19条 対象者は、医療証を破り、汚し、又は失ったときは、医療証再交付申請書（別記第8号様式）により区長に医療証の再交付を申請することができる。

2 医療証を破り、又は汚したときの前項の申請には、その医療証を添えなければならない。

3 対象者は、医療証の再交付を受けた後において、失った医療証を発見したときは、速やかにその発見した医療証を区長に返還しなければならない。

（平12規則134・旧第17条繰下・一部改正）

（医療費の助成の方法の特例）

第20条 条例第7条第2項に規定する特別の理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 国民健康保険法又は社会保険各法の規定により対象者に係る療養費又は療養費に相当する家族療養費が支給されたとき。
 - (2) 法第84条第1項に規定する高額療養費に相当する額として、対象者が病院、診療所若しくは薬局又はその他の者に支払った額から第14条の2に定める額を控除した額を支給するとき。
 - (3) 前2号に定める場合のほか、区長が特別に必要があると認めたとき。
- 2 条例第7条第2項に規定する方法により医療費の助成を受けようとするひとり親等は、医療助成費支給申請書（別記第9号様式）により区長に申請しなければならない。
- 3 前項の申請には、第1項第1号の規定によるときは、療養費又は家族療養費の支給を証する書類を、同項第2号の規定によるときは、同号に該当することを確認できる書類を添えなければならない。ただし、区が国民健康保険法による保険者として対象者に係る療養費を支給する場合における申請については、この限りでない。

（平12規則134・旧第18条繰下・一部改正、平14規則59・平20規則18・一部改正）

（届出事項）

- 第21条 条例第9条第1項の規定による届出は、申請事項変更（消滅）届（別記第10号様式）に医療証を添えて行わなければならない。
- 2 前項の届出のうち、新たに扶養義務者等となった者が生じたときは、申請事項変更（消滅）届（別記第10号様式）及び第14条第1項第7号に掲げる事実がある場合には同号の書類に医療証を添えて届け出なければならない。
- 3 条例第9条第2項の規則で定める届出は、毎年8月1日から8月31日までの間に、現況届（別記第1号様式）に第14条第1項第1号から第4号までに掲げる書類、同項第7号から第15号までに掲げる書類並びにひとり親等及び扶養義務者等の前年の所得の状況を証する書類及び当該所得に係る課税の状況を証する書類を添えて行わなければならない。
- 4 条例第9条第3項の規定による届出は、第三者行為による傷病届（別記第11号様式）により行わなければならない。

（平6規則17・一部改正、平12規則134・旧第19条繰下・一部改正、平14規則59・平18規則69・平26規則51・平29規則65・一部改正）

（受給資格消滅の通知）

- 第22条 区長は、対象者が条例第3条に規定する資格要件に該当しなくなったとき又は条例第4条第1項の規定により対象者でなくなったときは、受給資格消滅通知書（別記第

12号様式)により当該対象者であったものに通知する。ただし、対象者が死亡した場合においては、この限りでない。

(平12規則134・旧第20条繰下・一部改正、平26規則51・一部改正)

(損害賠償の請求権の譲渡)

第23条 条例第11条第1項の規定による損害賠償の請求権の譲渡は、ひとり親家庭等医療費助成制度に係る債権譲渡について(別記第13号様式)を区長に提出することにより行わなければならない。

2 条例第11条第2項の規定による通知は、債権譲渡通知書(別記第14号様式)により行うものとする。

(平26規則51・追加)

(添付書類の省略)

第24条 区長は、この規則の規定により申請書又は届書に添えなければならない書類により証明すべき事由を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(平12規則134・旧第21条繰下、平26規則51・旧第23条繰下)

附 則

この規則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、第14条から第17条まで及び第21条の規定は、平成2年1月1日から施行する。

附 則(平成2年12月12日規則第44号)

- 1 この規則は、平成3年1月1日から施行する。
- 2 平成2年12月以前の所得の制限及び所得の額の計算方法については、なお従前の例による。

附 則(平成4年3月16日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の豊島区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則別表3の規定は、平成4年1月1日から適用する。

附 則(平成4年3月30日規則第25号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成4年12月14日規則第74号)

この規則は、平成5年1月1日から施行する。

附 則(平成5年10月15日規則第48号)

この規則は、平成6年1月1日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 31 日規則第 17 号）

- 1 この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 6 年 12 月以前の所得の額の計算方法について、この規則による改正後の豊島区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第 12 条第 1 項の規定が適用される場合においては、同項中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額（地方税法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 5 号）による改正前の地方税法附則第 33 条の 2 の規定の適用を受ける者については、その者が当該規定の適用を受ける者でないものとして算定した同法第 32 条第 1 項に規定する総所得金額）」とする。

附 則（平成 6 年 12 月 27 日規則第 53 号）

- 1 この規則は、平成 7 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 平成 6 年 12 月以前の所得の制限については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の様式用の紙については、残品の存する限り、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成 7 年 12 月 5 日規則第 48 号）

- 1 この規則は、平成 8 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 平成 7 年 12 月以前の所得の制限については、なお従前の例による。

附 則（平成 8 年 12 月 25 日規則第 80 号）

この規則は、平成 9 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 31 日規則第 20 号）

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 12 月 26 日規則第 73 号）

この規則は、平成 10 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 12 月 14 日規則第 59 号）

この規則は、平成 11 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 31 日規則第 32 号）

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 12 月 27 日規則第 75 号）

この規則は、平成 12 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 12 月 28 日規則第 134 号）

- 1 この規則は、平成 13 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の豊島区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第

15条の規定は、この規則の施行の日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

- 3 この規則による改正前の様式の内紙については、残品の存する限り、所要の改正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成13年12月21日規則第85号）

- 1 この規則は、平成14年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の様式の内紙については、残品の存する限り、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成14年9月30日規則第59号）

- 1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。ただし、第11条並びに第12条第1項並びに第2項第2号及び第4号の改正規定、第14条第1項に1号を加える改正規定、同条第2項の改正規定、第21条第2項の改正規定中「第10号」を「第11号」に改める部分並びに別表3、別記第1号様式、別記第3号様式及び別記第3号様式の2の改正規定は、平成15年1月1日から施行する。
- 2 平成14年12月以前の所得の制限については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の様式の内紙については、残品の存する限り、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成15年12月25日規則第68号）

- 1 この規則は、平成16年1月1日から施行する。
- 2 平成15年12月31日以前の所得の制限については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前のひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則別記第1号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成16年3月25日規則第32号）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第12条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の別記第1号様式の内紙については、残品の存する限り、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成17年3月31日規則第61号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月20日規則第133号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の様式用の紙については、残品の存する限り、所要の修正を加え、なお使用することができる。

(豊島区組織規則の一部改正)

- 3 豊島区組織規則（昭和49年豊島区規則第2号）第19条の表子育て支援課の部児童給付係の項第3号中「ひとり親家庭」を「ひとり親家庭等」に改める。

(豊島区公印規則の一部改正)

- 4 豊島区公印規則（昭和40年豊島区規則第30号）別表第1第34号中「ひとり親家庭医療費助成事業用」を「ひとり親家庭等医療費助成事業用」に改め、「ひとり親家庭休養ホーム事業用」を削る。

(豊島区乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正)

- 5 豊島区乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則（平成5年豊島区規則第2号）別記第4号様式中「3 ひとり親家庭医療費助成制度該当」を「3 ひとり親家庭等医療費助成制度該当」に改め、別記第8号様式中「2 ひとり親家庭医療費助成制度該当」を「2 ひとり親家庭等医療費助成制度該当」に改める。

(豊島区立体育施設条例施行規則の一部改正)

- 6 豊島区立体育施設条例施行規則（平成17年豊島区規則第126号）第5条第2項第4号中「豊島区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例」を「豊島区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例」に改め、別記第2号様式及び別記第3号様式中「4 ひとり親家庭医療費受給者」を「4 ひとり親家庭等医療費受給者」に改める。

附 則（平成18年3月27日規則第16号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第9条第1号の改正規定は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日規則第69号）

- 1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の豊島区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第12条の規定は、平成19年1月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の様式用の紙については、残品の存する限り、所要の修正を加え、

なお使用することができる。

附 則（平成20年3月24日規則第18号）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の豊島区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の様式の内紙については、残品の存する限り、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成21年3月23日規則第9号）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の豊島区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第14条の2の規定は、平成21年1月1日から適用する。
- 3 この規則による改正前の様式の内紙については、残品の存する限り、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成25年3月29日規則第53号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成24年8月1日から適用する。ただし、この規則による改正後の豊島区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則別表3、別記第3号様式及び別記第3号様式の2の規定は、平成25年1月1日から適用し、平成24年12月31日以前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 2 この規則による改正前の様式の内紙については、残品の存する限り、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成26年3月31日規則第26号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の豊島区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第6条第2号の規定及び別記第2号様式の6は、平成26年1月3日から適用する。

附 則（平成26年7月22日規則第51号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第11条の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の豊島区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第21条、第22条、第23条、第24条、別記第11号様式、別記第12号様式、別記第13号様式及び別記第14号様式の規定は、平成26年7月7日から適用する。

附 則（平成26年10月24日規則第63号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の豊島区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第11条及び第12条の規定は、平成26年10月1日から適用する。
- 3 平成27年12月31日以前の療養に係る新規則第11条及び第12条第1項の規定の適用については、新規則第11条中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金」とあるのは「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）第2条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条に規定する母子家庭自立支援給付金」と、「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金」と、新規則第12条第1項中「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金」とする。
- 4 平成28年1月1日から同年12月31日までの療養に係る新規則第11条及び第12条第1項の規定の適用については、新規則第11条中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」とあるのは「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）第2条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条に規定する母子家庭自立支援給付金並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」と、「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金等」と、新規則第12条第1項中「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金等」とする。

附 則（平成27年12月25日規則第97号）

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の様式用の紙については、残品の存する限り、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成28年3月23日規則第50号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月28日規則第146号）

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。ただし、別表3及び別表4の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

- 2 この規則による改正後の豊島区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第12条第1項の規定は、平成31年1月1日以降の療養に係る医療費の助成について適用し、平成30年12月31日以前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成29年11月10日規則第65号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に交付を受けているこの規則による改正前の豊島区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則による別記第3号様式の医療証は、その有効期間の残余の期間に限り、この規則による改正後の豊島区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則に定める様式によるものとみなす。

附 則（平成30年3月29日規則第35号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の豊島区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第13条及び別表3の規定は、平成32年1月1日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお、従前の例による。

附 則（平成30年11月22日規則第79号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の豊島区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第12条及び第12条第2項第3号及び別記第1号様式の規定は、平成31年1月1日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお、従前の例による。

別表1（第3条関係）

- (1) 両眼の視力の和が0.08以下のもの
- (2) 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- (3) 平衡機能に著しい障害を有するもの
- (4) そしゃくの機能を欠くもの
- (5) 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
- (6) 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
- (7) 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
- (8) 1上肢の機能に著しい障害を有するもの
- (9) 1上肢のすべての指を欠くもの

- (10) 1 上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
 - (11) 両下肢のすべての指を欠くもの
 - (12) 1 下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - (13) 1 下肢を足関節以上で欠くもの
 - (14) 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
 - (15) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
 - (16) 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
 - (17) 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- (備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表2（第5条関係）

- (1) 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- (2) 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- (3) 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- (4) 両上肢のすべての指を欠くもの
- (5) 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- (6) 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- (7) 両下肢を足関節以上で欠くもの
- (8) 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
- (10) 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
- (11) 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであって、当該障害の原因となった傷病につき初めて医師の診療を受けた日から起算して1年6月を経過しているもの

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表3 (第10条第1項関係)

(平2規則44・平4規則4・平4規則74・平5規則48・平6規則53・平7規則48・平8規則80・平9規則73・平10規則59・平14規則59・平25規則53・平28規則146・平30規則35・一部改正)

次の表の左欄に定める区分に応じて、同表の右欄に定める額とする。

扶養親族等及び扶養親族等でない児童でひとり親等が前々年の12月31日において生計を維持したものの数	金額
0人	1,920,000円
1人以上	1,920,000円に、当該扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額(所得税法に規定する同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。))又は老人扶養親族があるときは、当該同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。))又は老人扶養親族1人につき100,000円を、特定扶養親族等(同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))をいう。)があるときは、当該特定扶養親族等1人につき150,000円をその額に加算した額)

別表4 (第10条第1項関係)

(平6規則53・平7規則48・平8規則80・平9規則73・平10規則59・平28規則146・一部改正)

次の表の左欄に定める区分に応じて、同表の右欄に定める額とする。

扶養親族等及び扶養親族等でない児童でひとり親等が前々年の12月31日において生計を維持したものの数	金額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円

2人以上	2,740,000円に、扶養親族等又は児童のうち1人を除いた扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額(所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)60,000円を加算した額)
------	--

別表5 (第10条第2項関係)

(平6規則53・平7規則48・平8規則80・平9規則73・平10規則59・一部改正)

次の表の左欄に定める区分に応じて、同表の右欄に定める額とする。

扶養親族等の数	金額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に、扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額(所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)60,000円を加算した額)

別記第1号様式の2(第14条関係)

豊 島 区 長

年 月 日

同 意 書

下記の者は、豊島区の子育て支援課が豊島区児童育成手当条例第8条及び第14条並びに豊島区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第14条及び第21条に基づく事務手続を処理するために限って 年度の地方税関係情報について取得することに同意します。

なお、本書の複写は無効であり、本書の提出の際の事務処理に限って同意することを申し添えます。

同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居

同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居

記載要領

- 1 同意する者が自ら署名を行うこと。
- 2 代理人が同意書に署名する場合、本人からの委任状をとること。
- 3 申請者等に同意が必要な者の住所を記入している場合、同意書への住所の記入は省略してもよい。
- 4 同意が必要な者の数が署名欄より多い場合は欄外に記載して差し支えない。

別記第2号様式(第14条第1項第2号関係)

ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄離婚に該当する場合)

1 婚姻を解消した場合

婚姻を解消した児童の父又は母の氏名	
婚姻を解消した年月日	年 月 日
その他参考事項	

2 事実上の婚姻を解消した場合

婚姻を解消した児童の父又は母の氏名	
事実婚開始年月日	年 月 日
婚姻関係にあったときの住所	
事実婚解消年月日	年 月 日
解消理由	
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

豊島区長

住 所
氏 名



別記第2号様式の2(第14条第1項第2号関係)

ひとり親家庭等認定調書

(申請書②の欄死亡に該当する場合)

死亡した児童の 父又は母の氏名	
死亡年月日	年 月 日
その他参項事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

豊島区長

住所

氏名

印

別記第2号様式の3(第14条第1項第2号関係)

ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄障害に該当する場合)

障害の状態にある児童の父又は母の氏名	
障 害 名	
確 認 書 類	1 身障手帳 2愛の手帳 3診断書 4その他
手帳等の番号	
等 級	
発 行 者	
その他参考事項	

上記の障害確認が診断書による場合

就 労 状 況	1 就労している。 2 就労していない。 (理由) 3 現在休職中 (休職期間)
日常生活の状況	1 介 護 状 況 (常時監護が必要・その他) 2 身 辺 処 理 状 況 (手助けが必要・その他)
通 院 等 の 状 況	通 院 月平均 回 過去1年間の入院歴 回延 日間

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

豊島区長

住所
氏名

印

別記第2号様式の4(第14条第1項第2号関係)

ひとり親家庭等認定調書

(申請書②の欄生死不明に該当する場合)

生死が明らかでない 児童の父又は母の氏名	
生死が明らかでない期 間	年 月 日から現在まで
生死が明らかでない状 況	
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

豊島区長

住 所
氏 名



別記第2号様式の5(第14条第1項第2号関係)

ひとり親家庭等認定調書

(申請書②の欄遺棄に該当する場合)

遺棄している児童の父又は母の氏名	
遺棄の期間	年 月 日から引続き現在まで
遺棄している父又は母と児童との関係	1実父(母) 2養父(母)
遺棄の区分	1父親が家出 2母親が家出
遺棄している児童の父又は母の行方の状況	1不明 2判明 住所 電話
子供の安否を気遣う電話、手紙等の連絡	1無 2有 (1) 時々有り (月 回ぐらい) (2) 年 月まで有りその後無し
仕送り	1無 2有 (1) 定期的に有り(月 万円) (2) 時々有り(1回 万円) (3) 年 月まで有りその後無し
警察、親類等への捜索依頼	1無 2有(年 月 警察署届出)
離婚の意志	1無 2有 3現在はないが将来は考えたい。
離婚後の児童の養育	1母親 2父親
遺棄している児童の父又は母の酒乱又は暴力行為	1無 2有
遺棄している児童の父又は母の異性関係	1無 2有
遺棄している児童の父又は母の犯罪行為	1無 2有
遺棄している児童の父又は母がサラ金業者から借金	1無 2有
遺棄している児童の父又は母の住民登録	1無 2有(抹消予定 年 月 日)
生計維持方法	
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

豊島区長

住所
氏名



別記第2号様式の6(第14条第1項第2号関係)

ひとり親家庭等認定調書

(申請書②の欄保護命令に該当する場合)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく保護命令を受けた父又は母の氏名	
保護命令決定日	年 月 日
添付書類	別添 保護命令決定書の写し
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

豊島区長

住 所

氏 名

㊦

別記第2号様式の7(第14条第1項第2号関係)

ひとり親家庭等認定調書

(申請書②の欄拘禁に該当する場合)

拘禁されている児童の父又は母の氏名	
拘禁期間	年 月 日から 年 月 日までの予定
添付書類	別添 拘禁証明書
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

豊島区長

住 所

氏 名

印

別記第2号様式の8(第14条第1項第2号関係)

ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄未婚の女子の子に該当する場合)

父の状況	1 不明 (理由) 2 判明 氏名 住所 妻の有無 1有 2無
子供の安否を気遣う 電話、手紙等の連絡	1 有 (1) 時々有り(月 回ぐらい) (2) 年 月まで有りその後無し 2 無
子供の安否を気遣う 訪問	1 有 (1) 時々有り(月 回ぐらい) (2) 年 月まで有りその後無し 2 無
仕送りの状況	1 有 (1) 定期的に有り(月 万円) (2) 時々有り (1回 万円) (3) 年 月まで有りその後無し 2 無
認知の予定	1 有 (年 月頃) 2 無 (理由)
生計維持方法	
その他参項事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

豊島区長

住 所

氏 名



別記第2号様式の9(第14条第1項第2号関係)

ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄父母死亡及びコその他に該当する養育者の場合)

児童の父の状況	1 死亡(年 月 日死亡) 2 その他
児童の母の状況	1 死亡(年 月 日死亡) 2 その他
その他参項事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

豊島区長




住所

氏名



別記第3号様式(第14条第3項関係)

(表)

 医療証 	
住所	
氏名	
有効期間	
次の受給者は、豊島区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例により医療費の一部を豊島区が助成するものであることを証明する。	
豊島区長 	
交付年月日	

受給者 番号・氏名		備考
負担者番号		
受給者番号		
負担者番号		
受給者番号		
負担者番号		
受給者番号		

受給者 番号・氏名		備考
負担者番号		
受給者番号		
負担者番号		
受給者番号		
負担者番号		
受給者番号		

(裏)

御 注 意

- 1 この制度による診療をお受けになるときは、必ずこの証と被保険者証と一緒に取扱い病院等の窓口へ提出し、豊島区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による一部負担金相当額をお支払ください。
- 2 入院の場合は食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額をお支払ください。
- 3 高額療養費が支給される場合は、限度額適用認定証等を提示してください。
- 4 この証は、都内のこの制度による診療を取り扱う病院等で受診するときにお使いください。都外の病院等では使えません。
- 5 都外やこの制度による診療を取り扱わない病院等で受診するときは、保険診療の所定の項目が記載された自己負担分の領収書等を添付して、下記の窓口へ医療費の支給を申請してください。
- 6 受給者の資格がなくなったときや、有効期間を経過したときは、この証を下記の窓口にお返しください。
- 7 氏名、住所、加入医療保険などに変更があったときは、下記の窓口へこの証を添えて届け出てください。
- 8 この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、下記の窓口で再交付を受けてください。
- 9 偽り、その他不正にこの証を使用したときは、助成を受けた額の全部又は一部を返還しなければならないことがあります。

問い合わせ先

別記第3号様式の2(第14条第3項関係)

(表)

親	医療証	食
住所		
氏名		
有効期間		
<p>次の受給者は、豊島区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例により医療費の一部を豊島区が助成するものであることを証明する。</p>		
豊島区長	印	
交付年月日		

受給者 番号・氏名		備考
負担者番号		
受給者番号		
負担者番号		
受給者番号		
負担者番号		
受給者番号		

受給者 番号・氏名		備考
負担者番号		
受給者番号		
負担者番号		
受給者番号		
負担者番号		
受給者番号		

(裏)

御 注 意

- 1 この制度による診療をお受けになるときは、必ずこの証と被保険者証と一緒に取扱い病院等の窓口へ提出してください。
- 2 入院の場合は食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額をお支払ください。
- 3 高額療養費が支給される場合は、限度額適用認定証等を提示してください。
- 4 この証は、都内のこの制度による診療を取り扱う病院等で受診するときにお使いください。都外の病院等では使えません。
- 5 都外やこの制度による診療を取り扱わない病院等で受診するときは、保険診療の所定の項目が記載された自己負担分の領収書等を添付して、下記の窓口へ医療費の支給を申請してください。
- 6 受給者の資格がなくなったときや、有効期間を経過したときは、この証を下記の窓口にお返しください。
- 7 氏名、住所、加入医療保険などに変更があったときは、下記の窓口へこの証を添えて届け出てください。
- 8 この証を破つたり、汚したり、又は失ったりしたときは、下記の窓口で再交付を受けてください。
- 9 偽り、その他不正にこの証を使用したときは、助成を受けた額の全部又は一部を返還しなければならないことがあります。

問い合わせ先

別記第4号様式(第14条第3項関係)

ひとり親家庭等医療費助成制度
医療証交付申請却下決定通知書

第 号
年 月 日

様

豊島区長 印

年 月 日付で申請のありました医療証の交付について審査しましたが、
次の理由でひとり親家庭等医療費助成制度の対象者となりませんので通知します。

氏 名

理 由

備考

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、豊島区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、豊島区を被告として(訴訟において豊島区を代表する者は豊島区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。)

別記第5号様式(第16条第1項関係)

ひとり親家庭等医療費助成制度
一部負担金減免相当額助成申請書

負担者番号									
受給者番号									
受給者	氏名								
	生年月日	年 月 日							
	住所								
傷病名									
発病又は負傷年月日									
申請の理由									

上記のとおり、ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第16条の規定に基づき、一部負担金減免相当額の助成を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

豊島区長

住所
氏名



*記名押印に代えて、署名することができます。

別記第 6 号様式(第 16 条第 2 項関係)

ひとり親家庭等医療費助成制度
一部負担金減免相当額助成証明書

負 担 者 番 号							
受 給 者 番 号							
受 給 者	氏 名						
	生 年 月 日						
	住 所						
助 成 の 範 囲		一部(円)、全部					
有 効 期 間		自	年	月	日		
		至	年	月	日		

上記のとおり、ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第 16 条の規定により、一部負担金減免相当額を助成することを証明します。

年 月 日

豊島区長



別記第7号様式(第16条第2項関係)

ひとり親家庭等医療費助成制度
一部負担金減免相当額助成不承認通知書

第 号
年 月 日

様

豊島区長 

年 月 日付で申請のありましたひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例
施行規則第16条の規定に基づく一部負担金減免相当額の助成について、次の理由で助成し
ないことに決定しましたので通知します。

理 由

備考

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、豊島区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、豊島区を被告として(訴訟において豊島区を代表する者は豊島区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。)

別記第8号様式(第19条関係)

㊦ひとり親家庭等医療費助成制度
医療証再交付申請書

年 月 日

豊島区長

住 所

氏 名

㊦

下記の理由により、ひとり親家庭等医療費助成制度の医療証の再交付を申請します。

医療証番号

負 担 者 番 号							
受 給 者 番 号							

医療証交付年月日

年 月 日

申請理由

1 なくした。 2 破いた。 3 汚した。 4 その他

(具体的に書いてください。)

(注)記名押印に代えて、署名することができます。

別記第9号様式(第20条第2項関係)

㊦ ひとり親家庭等医療助成費支給申請書

支給決定額 * 円

負担者番号						世帯主組合員 被保険者氏名
受給者番号						
保険の種類	1 国保 4 日雇	2 組合 5 船員	3 協会 6 共済 7 後	被保険者証 記号番号		
保険者名	符号				名称	
対象者氏名					生年月日	年 月 日生
申請の種類	1 一般 2 歯科 3 薬剤 4 看護 5 移送 6 補装具 7 その他					
入院・入院外の別	1 入院 2 入院外					
診療等を受けた期間	年 月 日から 年 月 日まで					
医療費総額 (一部負担金等相当額)	(円 円)
支給申請額						円
病院等の名称 所在地	名称 所在地					
申請の理由 (詳しく書いてください。)						
支給額は、下記の口座にお振込みください。						
振込先 金融機関	銀行	店	1 普通	口座番号		
			2 当座	口座名義		
上記のとおり、ひとり親家庭等医療費助成制度の医療助成費の支給を申請します。 年 月 日 豊島区長 住所 氏名 ㊦						

- (注意) 1 *印欄は記入しないでください。
 2 番号をつけてある欄は、該当の番号を○で囲んでください。
 3 区の国民健康保険以外の保険に加入している方は、保険の療養費支給決定通知書又は領収書を添えて申請してください。
 なお、保険で付加給付のある場合は申し出てください。
 4 記名押印に代えて、署名することができます。

別記第10号様式(第21条第1項関係)

㊦ ひとり親家庭等医療費助成制度
申請事項変更(消滅)届

医療証 番号	負担者番号								
	受給者番号								
変 更 の 場 合	新氏名 (旧氏名)	() (のため変更)							
	新住所 (旧住所)	〒 (電) ()							
	(新)職 業								
	勤務 内容	勤務先							
		勤務先住所							
	(新)保 険の種 類								
	加入 医療	被保険者氏名		申請者との続柄					
		被保険者証記号 番号		保 険 者 名	符 号 名 称				
	保 険	保険者所在地	〒 (電)						
		付加給付の有無							
	そ の 他 の 事 項								
変 更 年 月 日	年 月 日								
消 滅 の 場 合	消滅 の 理 由	1 地区(市町村)に転出 (転出先 (電))							
		2 生活保護受給 3 死亡 4 ひとり親家庭等でなくなった。 (具体的理由) 5 その他()							
消滅年月日	年 月 日								
<p>上記のとおり、ひとり親家庭等医療費助成制度の申請事項が変更しましたので 受給資格が消滅 届け出ます。 年 月 日 豊島区長 住所 氏名 ㊦</p>									

(注) 記名押印に代えて、署名することができます。

別記第11号様式(第21条関係)

㊦ 第三者行為による傷病届

子ども (被害者)	負担者番号		8	8	1	3							保険者名		
	受給者番号												保険者番号		
	氏名		(年 月 日生)										被保険者名		
第三者 行為 (事故) の状況	発生日時												発生場所		
	原因および 被害の状況														
第三者 (加害者)	住所														
	氏名												電話番号	()	
	交通事故の場合	自賠責保険	保険会社名											電話番号	()
			所在地												
			保険契約者名											保険証書番号	
	任意保険	任意保険	保険会社名											電話番号	()
			所在地												
保険契約者名													保険証書番号		

上記のとおり、第三者の行為により被害を受けたことを届け出ます。

年 月 日

豊島区長 殿

受給者(子どもの保護者)

{ 郵便番号
住所
氏名

電話番号 ()

印

(日本工業規格A列4番)

別記第 12 号様式(第 22 条関係)

ひとり親家庭等医療費助成制度
受給資格消滅通知書

第 号
年 月 日

様

豊島区長 

次のとおり、ひとり親家庭等医療費助成制度の受給資格が、消滅した^{した}ので通知しま^すす。

- 1 消滅者氏名
- 2 消滅年月日 年 月 日
- 3 消滅理由

備考

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、豊島区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、豊島区を被告として(訴訟において豊島区を代表する者は豊島区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

別記第13号様式(第23条関係)

ひとり親家庭等医療費助成制度に係る債権譲渡について

年 月 日

豊島区長 殿

受給者(子どもの保護者) { 住所
氏名
電話番号 () 印

豊島区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第9条第1項の規定により、第三者の行為に係る医療費について豊島区から助成を受けた額の限度において、私が加害者 _____ に対して有する下記損害賠償請求権を豊島区に譲渡します。

記

譲渡する債権	子ども(被害者)	氏名 (年 月 日生)		
	債権額	金 円		
	事故発生日時		事故発生場所	
	原因および被害の状況			
債務者(加害者)	住所			
	氏名		電話番号	

(日本工業規格A列4番)

別記第14号様式(第23条関係)

債権譲渡通知書			
			年 月 日
様			
譲渡人		住 所	
		氏 名	印
<p>私が貴殿に対して有する下記の債権を譲渡しましたので通知します。</p>			
記			
1 債権額	金		円
2 債権発生の原因である事実			
3 譲渡日		年 月 日	
4 譲受人	豊島区		
	(住所)		

(日本工業規格A列4番)

備考1 必ず郵便法(昭和22年法律第165号)第48条第1項の規定による内容の証明を受けてください。

2 1行26字以内、1枚20行以内で作成してください。

別記第1号様式（第14条第1項・第21条第2項関係）

（平30規則35・全改）

別記第1号様式の2（第14条関係）

（平29規則65・追加）

別記第2号様式（第14条第1項第2号関係）

（平12規則134・一部改正、平25規則53・旧別記第2号様式の1・一部改正）

別記第2号様式の2（第14条第1項第2号関係）

（平12規則134・平25規則53・一部改正）

別記第2号様式の3（第14条第1項第2号関係）

（平12規則134・平25規則53・一部改正）

別記第2号様式の4（第14条第1項第2号関係）

（平12規則134・平25規則53・一部改正）

別記第2号様式の5（第14条第1項第2号関係）

（平10規則59・平12規則134・平25規則53・一部改正）

別記第2号様式の6（第14条第1項第2号関係）

（平25規則53・追加、平26規則26・一部改正）

別記第2号様式の7（第14条第1項第2号関係）

（平12規則134・一部改正、平25規則53・旧別記第2号様式の6繰下・一部改正）

別記第2号様式の8（第14条第1項第2号関係）

（平10規則59・平12規則134・一部改正、平25規則53・旧別記第2号様式の7繰下・一部改正）

別記第2号様式の9（第14条第1項第2号関係）

（平12規則134・一部改正、平25規則53・旧別記第2号様式の8繰下・一部改正）

別記第3号様式（第14条第3項関係）

（平29規則65・全改）

別記第3号様式の2（第14条第3項関係）

（平28規則146・全改）

別記第4号様式（第14条第3項関係）

（平28規則50・全改）

別記第5号様式（第16条第1項関係）

（平12規則134・全改、平17規則133・一部改正）

別記第 6 号様式 (第16条第 2 項関係)

(平12規則134・全改、平17規則133・一部改正)

別記第 7 号様式 (第16条第 2 項関係)

(平28規則50・全改)

別記第 8 号様式 (第19条関係)

(平12規則134・全改、平17規則133・一部改正)

別記第 9 号様式 (第20条第 2 項関係)

(平12規則134・追加、平17規則133・平20規則18・平21規則 9・一部改正)

別記第10号様式 (第21条第 1 項関係)

(平12規則134・追加、平17規則133・一部改正)

別記第11号様式 (第21条関係)

(平26規則51・追加)

別記第12号様式 (第22条関係)

(平28規則50・全改)

別記第13号様式 (第23条関係)

(平26規則51・追加)

別記第14号様式 (第23条関係)

(平26規則51・追加)